

登録認定機関及び登録外国認定機関の登録及び登録の更新に係る標準処理期間 について

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく登録認定機関及び登録外国認定機関の登録及び登録の更新に係る標準処理期間は、次のとおりとする。

平成17年10月4日
消費・安全局表示・規格課

- 1 登録認定機関及び登録外国認定機関の登録及び登録の更新は、それぞれの申請に係る必要事項が満たされた書類（電磁的方法による場合を含む。）が到着した日の翌日から起算して、90日以内にするものとする。登録及び登録の更新を行わない旨の決定も同様とする。
- 2 次に掲げる期間は、標準処理期間に算入しないものとする。
 - （1）行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に定める行政機関の休日
 - （2）申請の形式上の要件に係る不備等の理由による補正に必要な書類等の追加に要した期間
 - （3）独立行政法人農水産消費技術センターによる調査に伴い求められた申請内容の確認のための申請者への照会及び現地調査に係る移動に要した期間
 - （4）登録外国認定機関の登録に係る旅費の納付を指示した後、実際の納付までに要した期間